

令和7年皆野町農業委員会第11回定例総会議事録

1. 開催期日 令和7年11月26日（水）
2. 開催場所 皆野町役場 2階 201会議室
3. 開議時刻 午後 1時27分
4. 閉議時刻 午後 1時55分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：12人・欠席者：1人・欠員1人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤 克	欠席	11	浅見 寿太郎	出席
2	眞下一正	出席	12		
3	葦原 義人	出席	13	中 畦 泰 男	出席
4	大 濱 英 一	出席	14	浅 見 幸 弘	出席
5	四方田順造	出席	皆野	丸 山 眞 守	<u>欠席</u>
6	若 林 雄 一	出席	国神	柴 崎 孝 夫	出席
7	横 田 和 子	出席	金 沢	山 口 勝 久	出席
8	四方田克己	出席	日野沢	新 井 英 信	出席
9	東 光 義	出席	三 沢	山 口 典 男	出席
10	田 島 一 男	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

2件

8. 事務局 三橋博臣、宮島久枝

9. 会議の概要

塗ってあるところが申請地です。この土地というのは、昔は〇〇〇〇さんのニラ畑で、そこに県道が通ったものでこういう細長く残ってしまったと思います。ですから、〇〇さんなのですかね、この人は。この人に権利を譲るということです。ひとつご審議のほどよろしく願いします。

浅見会長

皆野区域担当の丸山眞守委員が本日欠席のため、現地に同行した事務局に意見の代読をさせます。ありましたらお願いいたします。

事務局

17日に東委員、丸山推進委員と現地を見てまいりました。県道と山林に挟まれた畑になりまして、周りの農地には特段影響がなく、自宅の目の前ということでちゃんと耕作をやれる状況と環境にある、問題はないでしょうということで意見をいただいております。

以上でございます。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

続いて、番号2について進んでいきます。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の2番、眞下一正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

眞下委員。

2 番
眞下委員

11月の17日月曜日の午後に山口推進委員さんと宮島さんと私、3人で現地確認をさせていただきました。場所についてですが、〇〇〇の県道を〇〇側の〇〇〇さんがあったのですが、そちらのほうに向かって入ってもらって70メートルぐらいの右側に位置しております。関東ふれあいの道にも選ばれた道なので、多分ご承知の道かなと思います。

状況なのですが、申請地については申請人の方と徒歩5メートルって、徒歩何歩進むような本当に目の前の畑で、昔からずっとそこを耕していたというところでございます。今回は所有権の移転ということで、許可後においても引き続き耕作をされると聞いております。

15ページにあるのですけれども、ちょっと見ていただきたいのですが、上に自作地289とあるのですが、これも作付をされているということは確認しております。あと非農地については、先ほど宮島さんがおっしゃったとおり、前回の総会で非農地判定をしていただいたところが大多数でございます。周りの農地への影響ということですが、住宅は近くにあるのですけれども、長年にわたって耕作をして、近隣とのトラブルとか、そういうこともないので、今回は問題はないかと感じました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

浅見会長

続いて、農地利用最適化推進委員として三沢区域担当の山口典男委員も現地確認に同行していると思いますが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

三沢区域担当
山口委員

先ほど農業委員の眞下さんからお話いただいたとおり、非常に良好な形で管理されておりますので、問題なくこの案件、承認していいのではないかと思います。

以上です。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。

横田委員。

7 番
横田委員

15ページの非耕作地の〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇、畑〇〇〇、これ草刈り実施、休耕中と書いてあるのですけれども、これはどういう状態なのか。一応3条の申請だと全部耕作するというのがまずは条件になると思うのです。耕作していないのか、何か事情があるのか、ちょっと聞きたかったのですけれども。

浅見会長

そちらに関しては。

事務局

窓口に来た代理の方は、ちょっと休んでいるだけでやる気はあるのだよと言っていました。

7 番
横田委員

こんな正直に書かれてしまうとちょっとどうなのかなと。

事務局

それちゃんとやっているかということで、すみません、その事実に関しても。

事務局

字が違うということはちょっと離れている。

7 番
横田委員

そうなのですよ、きっと。だから、今回の申請のほうが目前で、今までやっていたというのもあって、そこはそれで条件は許可してもいいと思うのですけれども、まずはこのところを休耕中とか、草刈りはやっていてやる気はあるのだという話は聞きましたけれども、こういうふうに書かれてしまうと、全部耕作というのが条件になるとちょっとどうなのかな、何か事情があるのかなというふうに思ったのですけれども、特に遠いのでやらないというのであると、どうしたらいいのかという感じはするのですけれども。

三沢区域担当
山口委員

ここ恐らく意味合いとしては、草刈りとか管理はしていて、たまたま今回は作付していないというイメージなのかなというところでご了解いただければと思います。

7 番
横田委員

皆さんがそれでよろしいのであれば。休耕中というのがちょっとあれなのでしょう。草刈り実施ぐらいにしておけばよかった。

三沢区域担当
山口委員

そうですね。書き方としてはちょっと引っかかる場所ですね。

7 番
横田委員

そうなのです。正直過ぎてしまっていたいな感じなのです。

浅見会長

書き方の問題も多少あるのかなとは思いますが、なるべく頑張ってやってもらうということを前提にということで考えていただければ

	と思います。 それから、借入地が〇〇〇ありますよね。これは耕作しているわけですか。ここまでやっているということ、借りている土地も。
事務局	これが今度譲り受けるところです。
浅見会長	ごめんなさい。1個飛んでいたもので、すみません。
7番 横田委員	会長さんのほうで許可するのであれば。
浅見会長	そう言われると言ってしまうけれども。建前上はまずいのけれども、ここに休耕中という3つの漢字を入れなければ。
7番 横田委員	これを消していただければ別に、いいのかな。
事務局	草刈りで保全管理ができていれば、利用状況調査上も遊休地には入らないわけなので、草刈りだって立派な保全管理なので。今後、ちょっとそういう指導をしていきましょう。
浅見会長	そのような理解にしていいただければなというふうに思います。 ほかに何かございますか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、特になければ、今の件については今のようになん少読み換えていただいて、質疑のほうは以上ということにさせていただければと思います。 それでは、採決のほうに入りたいと思います。 本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付

します。

以上で審議いただく議案は終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございました。